

令和4年度（2022年度）整備 豊中市保育所・幼保連携型認定こども園設置・運営者募集FAQ

NO	質問 (Q)	回答 (A)
1	年度途中開園は可能でしょうか。	令和4年度(2022年度)途中開園は可能となりますが、その場合は可能な限り12月までの計画をお願いします。(ご相談ください。) ※最終開園日は、令和5年(2023年)4月1日となります。
2	事業者名横の押印については、会社名角印が良いのでしょうか。または、登記印（実印）が必要になるのでしょうか。	代表者印(登記印)が必要となります。
3	応募前の地域住民等への説明において、事前に市と調整を行ったうえで実施する必要があるのでしょうか。	市との調整は必要ありません。説明を実施する範囲、方法等については地域の状況等からご判断ください。 令和4年度(2022年度)整備豊中市保育所・幼保連携型認定こども園設置・運営者公募要項P.8～P.9)
4	借入残高に関する法人の申出書の代替書類として、融資残高証明書を提出することは可能でしょうか。	可能です。様式2における預金・長期借入等の状況と整合性がとれる内容としてください。
5	提出書類7. ②決算書等の中の、「代表者の所得税及び市（府）民税について、滞納のないことの証明書（直近3年度分）」は、所得税は納税証明書（その4）の指定がありますが、市（府）民税については種類の指定はあるのでしょうか。また、本社が東京にあり、代表者が東京都在住なのですが、所得税及び市(府)民税は東京のものを取得・提出すればよいのでしょうか。	指定はありません。各市町村(都道府県)で定められている所定の様式にてご提出ください。 また、取得する市町村(都道府県)については、代表者の方が在住している市町村(都道府県)のものをご提出ください。
6	園庭について、近隣の公園を活用してもよいのでしょうか。	園敷地内に園庭を設ける必要があります。
7	提出書類5. ②基本設計図面等の④施設の状況とはどのような資料のことでしょうか。	計画している施設全体のイメージが分かる図（パース図・写真等）をご提出ください。
8	様式10の「借入金返済計画書」は、借入金無く自己資金の場合は提出する必要はないのでしょうか。	空白で提出ください。
9	既存の保育所等から最低何㎡離さなければならない等の距離に関する規定はあるのでしょうか。	距離に関する規定はありません。
10	内装レイアウトで廊下は必要でしょうか。また、保育室はパーテーション等で間仕切りだけで対応可能でしょうか。	廊下は必置ではありませんが、保育所を設置・運営していくにあたっての基準（条例等参照）を満たす必要はあります。また、保育室をパーテーションで間仕切することは問題ありませんが、調理室、トイレ等については衛生面に配慮したかたちで、ご提案ください。
11	トイレ内の便器の数に規定はあるのでしょうか。	トイレ内の便器の設置数に規定は設けておりませんが、保育所等を運営していくにあたって必要と思われる設置数でご提案ください。

NO	質問 (Q)	回答 (A)
12	公募の条件において、「3年度以上連続して損失を計上していないこと」がありますが、直近3年度間において1年度でも赤字計上している場合、応募資格がないという理解でよいのでしょうか。	直近の会計年度において、3年以上連続して赤字計上がある場合は、応募資格はないものとします。例えば、平成30年度、令和元年度、令和2年度の会計年度全てにおいて、赤字計上である場合、応募資格はありません。
13	工事事業者は入札を実施する必要があるのでしょうか。	整備補助金を活用する場合は、入札を行う必要があります。
14	工事事業者の入札を行う際は、豊中市指定の工事業者限定なのでしょうか。	豊中市指定以外の工事業者でも入札参加可能です。
15	入札参加条件はあるのでしょうか。	本ホームページに掲載しています参考資料の中の「民間保育所整備事業の手引き（令和3年4月）」をご参照ください。
16	空家賃分の家賃補助はあるのでしょうか。また、家賃補助の金額、対象期間についてはどういったものになっているのでしょうか。	応募中や選定中の家賃については事業者負担となります。対象期間については、工事開始1か月前からが対象となります。補助額等については、本ホームページの参考資料の保育所整備に係る補助金・交付金を参照ください。 (補助条件については、変更となる可能性がございます。)
17	賃借料補助金について、公定価格の賃借料加算、施設整備補助金の賃料補助は金額が高い方を補助してもらおうことができるのでしょうか。	公定価格、施設整備補助金の賃料補助のうちどちらを活用するかについては、事業者のご判断となります。また、施設整備補助金の賃料補助を受ける場合は、その間、公定価格の賃借料加算を受けることはできません。
18	提出書類8. その他：◆応募前における地域住民等への説明（記録）において、「当様式については、協議までにご提出ください。」とありますが、「協議」とは事業者決定後の協議・整備期間に該当するのでしょうか。	地域住民等への説明について、公募要項のP.8～P.9に記載のとおり、応募前における近隣住民説明会等（個別説明、ポスティング、説明会など）の実施は必ず行っていただき、様式11を作成し提出（報告）していただく必要があります。また、地域住民等へ説明をしている中で説明会の開催を求められた場合や応募事業者が自主的に説明会を開催する場合において、日程調整を行った結果、応募締切りまでに説明会の開催が困難であるときに限り、協議時期までに提出（報告）していただくことを認めています。
19	施設長予定者の案件としては、「児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者」という理解でよいのでしょうか。	<p>■保育所の場合 特に基準はございません。ただし、公定価格における所長（管理者）設置加算の要件が下記のとおりありますので、参考としてください。 所長が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 所長が児童福祉事業に2年以上従事した者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設(事業所)の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合。（公定価格に関するFAQ参照）</p> <p>■幼保連携型認定こども園の場合 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条に則った施設長を配置する必要があります。</p>

NO	質 問 (Q)	回 答 (A)
20	入札参加資格について、等級・ランクについての記載がされていませんが、法人内協議で決定してもよいのでしょうか。	No.13～15の回答のとおりとなっています。 また、入札参加資格等の詳細な部分につきましては、選定後、市との協議の中で別途ご案内します。
21	嘱託医手当加算補助金について、嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医、嘱託耳鼻咽喉科医、嘱託薬剤師すべての配置が必須なのでしょうか。	「令和2年度豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者運営費補助金要綱第2条別表」に記載のとおり、嘱託医それぞれで基準額が設けられています。なお、0～5歳の保育所等の場合、嘱託医(内科)、嘱託医(歯科)、嘱託医(眼科)、嘱託医(耳鼻科)の配置が必要となります。(幼保連携型認定こども園の場合は、これに加え学校薬剤師が必要となります。)
22	定期健康診断について、市職員健康診断の契約単価の相場を示すことは可能でしょうか。	契約単価を示すことはできません。
23	一時預かり事業を実施する場合、別途、一時預かり保育室を設置する必要はあるのでしょうか。	一時預かり保育室の設置は必要です。
24	土地建物が賃借予定である場合、様式13の添付のみで足りるのでしょうか。	様式13で定めるもののほかに設置計画書の添付書類として「貸付確約書」に類する書類が必要です。その中には物件概要等（賃貸期間や金額）を項目として設けてください。
25	土地を賃借予定であり、創設する建物を自己所有とする場合、土地の使用承諾書のみでの添付で建物は建設予定として図面等の添付で足りるのでしょうか。また、使用承諾書には「10年以上の賃借」等の要件記載で問題ないのでしょうか。	ご質問のとおりです。
26	社会福祉法人監査報告書の過去の原本を紛失している場合、どういった取り扱いになるのでしょうか。	施設所管の市町村等に相談し、ご準備ください。
27	0歳児保育室内の調乳室に係る規定（面積等）はあるのでしょうか。また、必ず置かなければいけないもの等はあるのでしょうか。	調乳室の面積についての規定はありませんが、設置にあたりましては、保育の実施に配慮したうえでご計画ください。
28	2階に屋上園庭を設置する場合、2方向避難は必要でしょうか。	屋上から地上または、避難階に直結する避難用階段の設置が必要となります。その他、「児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年12月15日 雇児発第1225008号）」を参照してください。

NO	質問 (Q)	回答 (A)
29	地区計画や建築協定以外に何か配慮すべきことはあるでしょうか。	各地域（各自治会）によって取り決め等をしている場合がありますので、応募事業者において調査し、ご計画ください。
30	様式2の社福法人等認可日・番号について、株式会社は記載する必要はあるでしょうか。	必要ありません。（空白で結構です。）
31	保育所等整備交付金について、外溝部分も補助対象になるでしょうか。また、躯体部分は内装工事に含まれるでしょうか。	厚生労働省から外構工事費のうち、防犯対策に係る経費（門扉、フェンス等）を除く経費については補助対象外との見解が示されております。なお、躯体部分については補助対象となります。
32	定員について、段階的に認可定員を増やしていく計画は可能でしょうか。（例）1年目60名、2年目70名、3年目80名	市は、ニーズ量調査等に基づいた計画に沿って保育定員を確保していることから、認可定員を変更する際は、その都度、事前に市との協議並びに変更申請等が必要です。なお、開園初年度等において、実際の利用児童が少ない場合は、開園翌月以降に利用状況を反映して、認可定員を超えない範囲で利用定員の変更を行うことは可能です。
33	初年度から利用定員の弾力化は可能でしょうか。	新規開園時には、4、5歳児に欠員が発生する可能性が高いため、初年度から弾力化運用することは可能です。ただし、利用定員の設定は、給付費（公定価格）の単価区分を決定するために必要な人数設定であり、利用定員の超過が恒常的となる場合は適切に利用定員を見直してください。
34	質問と回答（FAQ）No18の回答について「応募前における近隣住民説明会等（個別説明、ポスティング、説明会など）の実施は必ず行っていただき」とありますが、個別説明、ポスティング、説明会の実施はすべて必須でしょうか。	説明を実施する範囲、方法等については地域の状況等からご判断ください。No.3の回答をあわせて参照ください。
35	公募要項：6 保育所等整備に係る補助金等に「※施設を新築、増築する場合において、施設整備補助金の活用が可能となりますが、令和4年度以降の補助制度は未定です。」とありますが、補助金が受給できず、全て自己負担になる可能性もあるということでしょうか。また、その確定時期についても教えてください。	事業費が整備補助金の予算の範囲を超過する場合は、補助金の活用額について調整する場合があります。なお、確定時期につきましては、公募スケジュールをご確認ください。
36	公募スケジュールについて、令和5年（2023年）4月1日開園の場合でも令和3年（2021年）11月～翌年2月上旬に認可申請書を作成するのでしょうか。職員名簿も必須でしょうか。	令和5年（2023年）4月1日開園に向けて、市条例で定める認可基準を満たしていることを確認し、認可の手続きを進めるために、その時期での作成が必要となります。なお、職員名簿につきましては、採用予定者も含め作成してください。
37	敷地内に園庭が必要とのことですが、園から道路を挟んだ場所は園庭として認められるのでしょうか。また、園から離れている場所に園庭を設けることについて、距離の規定はあるのでしょうか。	園庭については、保育所等の同一敷地内での確保が原則です。しかし、保育所等の同一敷地内に園庭を設けることが困難な場合については、隣接地や公道を挟む程度など、教育・保育の活動上支障がない場所に設置をすることができます。ただし、敷地の管理を適切に行い、子どもの屋外活動に当たって安全を確保していること、また、移動に当たっても安全を確保していることなどが必要となります。